

○平成九年郵政省告示第五百七十四号(電気通信番号規則の細目を定めた件)の一部を改正する告示 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

新				旧			
別表第一号(第二条関係)				別表第一号(第二条関係)			
番号区画 コード	番号区画	市外局番	市内局番	番号区画 コード	番号区画	市外局番	市内局番
1～115	(略)	(略)	(略)	1～115	(略)	(略)	(略)
116	岩手県 <u>滝沢市</u> 、盛岡市、岩手郡 <u>雫石町</u> 、紫波郡	19	CDE	116	岩手県盛岡市、岩手郡(<u>雫石町及び滝沢村に限る</u>)、紫波郡	19	CDE
117～161	(略)	(略)	(略)	117～161	(略)	(略)	(略)
162	新潟県燕市(秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、 <u>穀町</u> 、小関、小高、 <u>寿町</u> 、小中川、小古津新、小牧、 <u>幸町</u> 、桜町、佐渡、三王淵、下児木、新栄町、新生町、 <u>新町</u> 、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、館野、 <u>中央通</u> 、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、 <u>仲町</u> 、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、 <u>本町</u> 、又新、松橋、南、 <u>宮町</u> 、柳山、横田及び四ツ屋を除く。)、新潟市西蒲区(打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曾根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧	256	DE	162	新潟県燕市(秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、小関、小高、小中川、小古津新、小牧、桜町、佐渡、三王淵、下児木、新栄町、新生町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、館野、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、又新、松橋、南、柳山、横田及び四ツ屋を除く。)、新潟市西蒲区(打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曾根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧	256	DE

	ヶ島、三ツ門、門田及び六部を除く。)、長岡市(赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曾根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曾根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敦ヶ曾根、寺泊当新田、寺泊中曾根、寺泊碓田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鱈口、中条新田、中之島西野及び真野代新田に限る。)、西蒲原郡		
163	新潟県加茂市、燕市(秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、 <u>穀町</u> 、小関、小高、 <u>寿町</u> 、小中川、小古津新、小牧、 <u>幸町</u> 、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、 <u>新町</u> 、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、 <u>中央通</u> 、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、 <u>仲町</u> 、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、 <u>本町</u> 、又新、松橋、南、 <u>宮町</u> 、柳山、横田及び四ツ屋に限る。)、三条市、南蒲原郡	256	DE
164~262	(略)	(略)	(略)
263	東京都大島町、神津島村、利島村、 <u>新島村</u>	4992	E
264~452	(略)	(略)	(略)

	沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曾根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曾根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敦ヶ曾根、寺泊当新田、寺泊中曾根、寺泊碓田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鱈口、中条新田、中之島西野及び真野代新田に限る。)、西蒲原郡		
163	新潟県加茂市、燕市(秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、小関、小高、小中川、小古津新、小牧、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、又新、松橋、南、柳山、横田及び四ツ屋に限る。)、三条市、南蒲原郡	256	DE
164~262	(略)	(略)	(略)
263	東京都大島町、神津島村、利島村、 <u>新島本村</u>	4992	E
264~452	(略)	(略)	(略)

453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、 <u>黒瀬町市飯田</u> 、 <u>黒瀬町大多田</u> 、 <u>黒瀬町小多田</u> 、 <u>黒瀬町兼沢</u> 、 <u>黒瀬町兼広</u> 、 <u>黒瀬町上保田</u> 、 <u>黒瀬町川角</u> 、 <u>黒瀬町切田</u> 、 <u>黒瀬町国近</u> 、 <u>黒瀬町菅田</u> 、 <u>黒瀬町津江</u> 、 <u>黒瀬町乃美尾</u> 、 <u>黒瀬町丸山</u> 、 <u>黒瀬町南方</u> 、 <u>黒瀬町宗近柳国</u> 、 <u>黒瀬檜原北</u> 、 <u>黒瀬檜原西</u> 、 <u>黒瀬檜原東</u> 及び黒瀬松ヶ丘に限る。）	823	DE
454	(略)	(略)	(略)
455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、 <u>黒瀬町市飯田</u> 、 <u>黒瀬町大多田</u> 、 <u>黒瀬町小多田</u> 、 <u>黒瀬町兼沢</u> 、 <u>黒瀬町兼広</u> 、 <u>黒瀬町上保田</u> 、 <u>黒瀬町川角</u> 、 <u>黒瀬町切田</u> 、 <u>黒瀬町国近</u> 、 <u>黒瀬町菅田</u> 、 <u>黒瀬町津江</u> 、 <u>黒瀬町乃美尾</u> 、 <u>黒瀬町丸山</u> 、 <u>黒瀬町南方</u> 、 <u>黒瀬町宗近柳国</u> 、 <u>黒瀬檜原北</u> 、 <u>黒瀬檜原西</u> 、 <u>黒瀬檜原東</u> 及び黒瀬松ヶ丘を除く。）	82	CDE
456	(略)	(略)	(略)
607	熊本県熊本市（南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、 <u>城南町さんさん</u> 、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、	96	CDE

453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、 <u>黒瀬町</u> 及び黒瀬松ヶ丘に限る。）	823	DE
454	(略)	(略)	(略)
455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、 <u>黒瀬町</u> 及び黒瀬松ヶ丘を除く。）	82	CDE
456	(略)	(略)	(略)
607	熊本県熊本市（南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城	96	CDE

	城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鱒瀬に限る。)を除く。)、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡(山都町を除く。)、菊池郡		
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区(城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、 <u>城南町さんさん</u> 、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鱒瀬に限る。)、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。))	964	DE
609~661	(略)	(略)	(略)

注1~2 (略)

3 この表に掲げる番号区画は、平成26年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

	南町宮地、城南町六田及び城南町鱒瀬に限る。)を除く。)、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡(山都町を除く。)、菊池郡		
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区(城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鱒瀬に限る。)、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。))	964	DE
456~661	(略)	(略)	(略)

注1~2 (略)

3 この表に掲げる番号区画は、平成25年3月31日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。